附則第十条第一項中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に改め、同項第一号から第五号までを削り、同項第六号中「平成二十三年十月三十一日」を「平成二十四年十月三十一日」に改め、「特定市町村」を「特定被災地方公共団体である市町村及びその区域が特定被災区域（法第二条第三項に規定する区域をいう。）内にある特定被災地方公共団体以外の市町村（以下「特定市町村」という。）」に改め、「から第一回特例省令第二条第一号ホ及び第二回特例省令第二条第一号ホによつて算定した額の合算額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）」を削り、同号を同項第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二　前条第一項第二号に規定する算定方法に準じて算定した額

附則第十条第一項第七号中「平成二十三年十月三十一日」を「平成二十四年十月三十一日」に改め、同号を同項第三号とし、同項第八号から第十一号までを削り、同項第十二号及び第十三号を次のように改める。

十二　前条第一項第四号に規定する算定方法に準じて算定した額

十三　前条第一項第五号に規定する算定方法に準じて算定した額

附則第十条第一項中第十二号を第四号とし、第十三号を第五号とし、同項第十四号中「平成二十三年十月三十一日」を「平成二十四年十月三十一日」に改め、同号を同項第六号とし、同項第十五号中「平成二十三年十月三十一日」を「平成二十四年十月三十一日」に改め、「までに」の下に「、特定市町村以外の市町村について、」を加え、同号を同項第七号とし、同項第十六号から第十八号までを次のように改める。

十六　前条第一項第八号に規定する算定方法に準じて算定した額

十七　前条第一項第九号に規定する算定方法に準じて算定した額

十八　前条第一項第十号に規定する算定方法に準じて算定した額

附則第十条第一項中第十六号を第八号とし、第十七号を第九号とし、第十八号を第十号とし、同条第二項中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に改め、「第一項第三号」の下に「イ」を、「第二十号」の下に「、第三条第一項第三号ロの表第一号」を加える。

附則第十一条第一項第一号中「第一回特例省令」を「地方団体に対して交付すべき平成二十三年度分の特別交付税の額の決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額の特例に関する省令（平成二十三年総務省令第三十七号。以下「第一回特例省令」という。）」に、「第二回特例省令」を「地方団体に対して交付すべき平成二十三年度分の特別交付税の額の決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額の特例に関する省令（平成二十三年総務省令第百三十号。以下「第二回特例省令」という。）」に改め、同項第二号中「東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（平成二十三年法律第九十八号。以下「原発避難者特例法」という。）」を「原発避難者特例法」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、平成二十四年度分の特別交付税から適用する。

○総務省令第九十九号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十二月五日

総務大臣　樽床　伸二

電波法施行規則等の一部を改正する省令

第一条　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第四条の四第二項に次の三号を加える。

六　無線標定業務を行う無線局であつて、七七GHzを超え八一GHz以下の周波数の電波を使用するものの送信設備

七　設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う無線局の送信設備

八　設備規則第三条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の送信設備

第六条第四項第二号を次のように改める。

二　次に掲げる条件に適合するものであつて、総務大臣が別に告示する電波の型式及び空中線電力に適合するもの（以下「特定小電力無線局」という。）

(1)　テレメーター（(2)に規定する医療用テレメーターを除く。）用、テレコントロール（電波を利用して遠隔地点における装置の機能を始動し、変更し、又は終止させることを目的とする信号の伝送をいう。）用及びデータ伝送（主に符号によつて処理される、又は処理された情報の伝送交換をいい、(3)に規定する体内植込型医療用データ伝送及び体内植込型医療用遠隔計測、(4)に規定する国際輸送用データ伝送並びに(12)に規定するミリ波データ伝送を除く。）用で使用するものであつて、次に掲げる周波数の電波を使用するもの

㈠　三一二MHzを超え三一五・二五MHz以下の周波数

㈡　四一〇MHzを超え四三〇MHz以下の周波数

㈢　四四〇MHzを超え四七〇MHz以下の周波数

㈣　九一五MHzを超え九三〇MHz以下の周波数

㈤　一、二一五MHzを超え一、二六〇MHz以下の周波数

(2)　医療用テレメーター（病院、診療所その他の医療機関又は研究機関において、生体信号の伝送を行うテレメーターをいう。）用で使用するものであつて、次に掲げる周波数の電波を使用するもの

㈠　四一〇MHzを超え四三〇MHz以下の周波数

㈡　四四〇MHzを超え四七〇MHz以下の周波数

(3)　体内植込型医療用データ伝送（体内の無線設備と体外の無線制御設備との間で行う医療の用に供するデータ伝送をいう。）用及び体内植込型医療用遠隔計測（体内の無線設備が得た情報を体外の受信設備に対して自動的に送信することをいう。）用で使用するものであつて、四〇二MHzを超え四〇五MHz以下の周波数の電波を使用するもの

(4)　国際輸送用データ伝送（国際輸送用貨物（設備規則第四十九条の十四第五号イに規定する国際輸送用貨物をいう。）の管理の業務の用に供するものであつて、国際輸送用データ伝送設備（同号イに規定する国際輸送用データ伝送設備をいう。以下同じ。）と国際輸送用データ制御設備（同号イに規定する国際輸送用データ制御設備をいう。）との間又は国際輸送用データ伝送設備相互間のデータ伝送をいう。）用で使用するものであつて、四三三・六七MHzを超え四三四・一七MHz以下の周波数の電波を使用するもの

(5)　無線呼出用で使用するものであつて、四一〇MHzを超え四三〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの

(6)　ラジオマイク(7)に規定する補聴援助用ラジオマイクを除く。）用で使用するものであつて、次に掲げる周波数の電波を使用するもの

㈠　七三・六MHzを超え七四・八MHz以下の周波数

㈡　三二二MHzを超え三三三MHz以下の周波数

㈢　八〇六MHzを超え八一〇MHz以下の周波数